

青森県報

第百七十二号

令和二年
六月十九日
(金曜日)

目次

規 則

○青森県卸売市場法施行細則……………(総合販売課) ……一

告 示

○略痰吸引等業務の登録……………(高齢福祉課) ……三

○地籍調査事業計画……………(農村整備課) ……三

公 告

○地籍調査の成果の認証……………(農村整備課) ……三

出先機関

○道路の位置の指定……………(下北地域民局) ……三

雑 報

○青森県市町村職員共済組合公告……………(市町村課) ……四

規 則

青森県卸売市場法施行細則をここに公布する。

令和二年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十九号

青森県卸売市場法施行細則

青森県地方卸売市場規則(昭和四十七年四月青森県規則第二十七号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。)の施行については、卸売市場法施行令(昭和四十六年政令第二百二十一号)及び卸売市場法施行規則(昭和四十六年農林省令第五十二号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(市況等に関する報告)

第三条 地方卸売市場の開設者は、当該地方卸売市場において取り扱う生鮮食料品等についての毎月の市況並びに卸売業者の卸売の数量及び金額を、知事が定めるところにより、翌月の末日までに知事に報告しなければならない。

(身分証明書)

第四条 法第十四条において準用する法第十二条第三項に規定する身分を示す証明書は、別記様式による。

附 則

この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。

別記様式 (第 4 条関係)

表

裏

青森県地方卸売市場検査員証	第 号
所 属 職氏名	年 月 日生
年 月 日交付	
青森県知事	印

上記の者は、卸売市場法第 1 4 条において準用する同法第 1 2 条第 2 項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。

(報告及び検査)
卸売市場法 (抜粋)

第 1 2 条 (略)

2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、中央卸売市場の開設者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、中央卸売市場の開設者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(準用)

第 1 4 条 第 5 条から第 1 0 条まで、第 1 1 条 (第 1 項第 1 号に係る部分を除く。) 及び第 1 2 条の規定は、前条第 1 項の規定について準用する。この場合において、これらの規定 (第 6 条第 1 項を除く。) 中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 6 条第 1 項中「第 4 条第 2 項各号」とあるのは「第 1 3 条第 1 項各号」と、「農林水産大臣」とあるのは「その所在地を管轄する都道府県知事 (以下第 1 2 条までにおいて「都道府県知事」という。)」と、同条第 3 項中「第 4 条第 2 項」とあるのは「第 1 3 条第 2 項」と、第 8 条第 1 項第 2 号及び第 2 項中「第 1 3 条第 1 項」とあるのは「第 4 条第 1 項」と、第 1 1 条第 1 項第 2 号中「第 4 条第 5 項各号」とあるのは「第 1 3 条第 5 項各号」と読み替えるものとする。

第 1 8 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 0 万円以下の罰金に処する。

(2) 第 1 2 条第 1 項若しくは第 2 項 (これらの規定を第 1 4 条において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項 (第 1 4 条において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(備考)

1 用紙の大きさは、縦 1 2 センチメートル、横 9 センチメートルとする。

2 この用紙は、中央の点線の所から二つ折りとする。

告 示

青森県告示第五百九号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇二五〇〇三六	〇二五〇〇三九
登録年月日	令和二・六・一〇	〇二五〇〇三九
氏名又は名称	社会福祉法人常光会	社会福祉法人常光会
住所	三沢市大字三山六〇の二	三沢市大字三山六〇の二
事業名称	有料老人ホーム松園ひばり苑	有料老人ホーム松園ひばり苑
所在地	三沢市松園二丁目二の七	三沢市松園二丁目二の七
業務開始年月日	令和二・六・三	〇二五〇〇三九
備考	特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護

青森県告示第五百十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、令和二年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

令和二年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
	青森県	

青森市	大字新城字山田の一部	令和二年五月二十六日から令和三年三月三十一日まで
八戸市	大字十日市字天摩、字塚ノ下、字風山	
五所川原市	みどり町五丁目から八丁目まで	
むつ市	大字田名部字矢立山の一部	

公 告

地籍調査の成果の認証

青森市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和二年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名
青森市	中佃	一丁目の一部

出 先 機 関

下北地域県民局告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年六月十九日

下北地域県民局長 沼岡 健

むつ市金曲三丁目六六の一	位置	延長	幅員	指定年月日
四		二五・五〇メートル	六・一二メートル	令和 二・六・二〇

雑

報

青森県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法第二十二條第三項及び同法施行規程第六十七條の二並びに青森県市町村職員共済組合法第五條の規定に基づき、令和元年度決算の要旨を公告する。

令和二年六月十九日

青森県市町村職員共済組合
理事長 工藤 祐直

令和元年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務 組合等	合計
10	22	8	31	71

2 組合員数、標準報酬の月額、標準期末手当等の額は、次のとおりである。

組合員の種別	一般	市町村長	特定消防	長期	市町村長長期	任意継続	合計
組合員数(人)	16,134	38	2,481	2	2	282	18,939
標準報酬の月額(百万円)	6,163	29	983	2	1	96	7,274
一人当たり平均標準報酬の月額(円)	381,959	751,053	396,253	870,000	700,000	341,525	384,055
標準期末手当等の額(百万円)	22,367	105	3,374	6	5	0	25,857

3 組合職員の数、次のとおりである。(単位:人)

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	計
人員	22	4	1	3	1	1	32

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位:千円)

科目	経 理											
	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(収 入)												
負担金	6,308,561	15,343,847	798,090	123,067			221,693	164,944				
掛金・組合員保険料	6,053,329	9,718,619	798,081					160,212				
施設収入・商品売上									350,551			
連合会交付金							100,348				243	
組合員貸付金利息											32,023	
受託商品手数料												12,829
利息及び配当金					11,615	46,709	751	12,443	1	880,973	1,008	1
その他収入	1,220,635							582	49,370	49,772		637
他経理から繰入金							43,140					
前年度繰越支払準備金	901,303											
計	14,483,828	25,062,466	1,596,171	123,067	11,615	46,709	365,932	338,181	399,922	930,745	33,274	13,467
(支 出)												
給付金	5,595,282											
負担金払込金		15,343,847	798,090	123,067								
掛金・組合員保険料払込金		9,718,619	798,081									
役員給与							146,230	34,500	3,100	24,054	9,962	3,402
特定健康診査等費								18,343				
旅費・事務費							16,581	3,666	1,054	5,140	3,030	495
商品仕入									71			
飲食材料費									63,444			
委託費・委託管理費							10,667	1,317	278,140	288	164	
支払利息					11,615	46,709				717,005	12,356	931
事務費負担金払込金							98,509					
退職者給付拠出金	228											
前期高齢者納付金	3,231,621											
後期高齢者支援金	2,364,736											
介護納付金	1,127,149											
連合会払込金	144,304										1,818	
連合会拠出金	733,021											
他経理へ繰入金	43,140											
その他支出	8,494						78,993	266,799	209,621	23,116	9,640	2,438
次年度繰越支払準備金	855,110											
計	14,103,085	25,062,466	1,596,171	123,067	11,615	46,709	350,980	324,625	555,430	769,603	36,970	7,266
差引当期利益金	380,743							14,952	13,556	161,142		6,201
差引当期損失金										155,508		3,696
年度末支払準備金	855,110											
年度末資本剰余金										1,728,391		
年度末利益剰余金	613,608						229,764	1,469,392	144,744	18,104,699	1,304,665	420,705

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円